

日時：令和7年4月30日（水）

午後2時30分～

場所：消防局本部庁舎7階 作戦室

第1回「ケアラー支援推進プロジェクトチーム」会議

次 第

1 開会

- (1) 市長挨拶
- (2) ケアラー支援推進プロジェクトチームについて 資料1

2 議事

- (1) 「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」について 資料2
- (2) ケアラーを地域社会全体で支えるまちづくりの実現に向けて 資料3
- (3) 各分野におけるケアラー支援に関する取組 資料4

3 閉会

4 事務連絡

<資料>

資料1	ケアラー支援推進プロジェクトチーム員名簿	…P1
資料2	「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」リーフレット	…P2～3
資料3	ケアラーを地域社会全体で支えるまちづくりの実現に向けて	…P4
資料4	ケアラー支援に関する本市の主な取組	…P6～14
参考資料1	京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例	…P16～20
参考資料2	「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」提案説明	…P22～23

令和7年度ケアラー支援推進プロジェクトチーム員名簿

P T 役職	所 属		氏 名
チームリーダー	保健福祉局長		上田 純子
サブリーダー	保健福祉局福祉のまちづくり推進室長		中濱 正晃
チーム員	総合企画局	国際都市共創推進室国際部長	西松 卓哉
	文化市民局	共生社会推進室長	工藤 直之
	産業観光局	産業企画室ひと・しごと環境整備担当部長 (地域企業振興室長 兼職)	真鍋 隆浩
	保健福祉局	保健福祉部長	塩山 晃弘
		障害保健福祉推進室長	阪本 一郎
		健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進担当部長	丹野 英司
	子ども若者 はぐくみ局	子ども若者未来部子育て支援担当部長	五味 孝昭
	教育委員会 事務局	指導部担当部長 (教育相談総合センター所長 兼職)	福知 賢治
	区役所・支所	左京区役所副区長 (保健福祉センター長)	山本 孝
		中京区役所副区長 (保健福祉センター長)	田中 俊成

事務局：福祉のまちづくり推進室

京都市

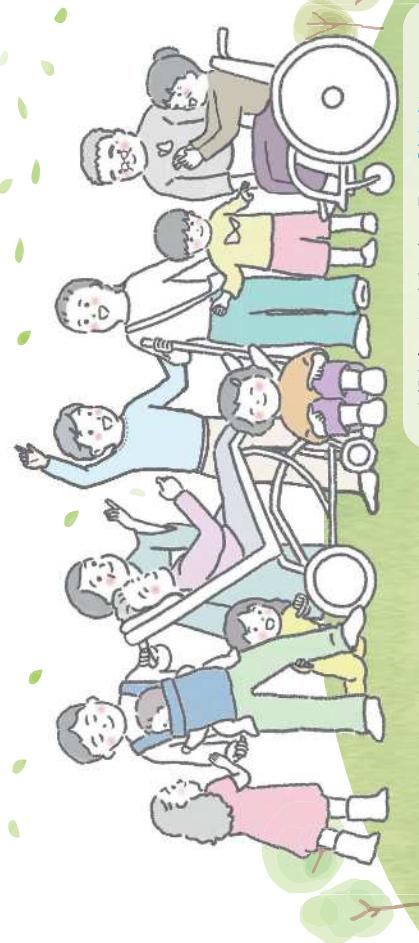
市会議員全員の
提案により

ケアラーに対する支援の 推進に関する条例ができました！

(令和6年11月11日施行)

社会全体でケアラーを支え、全てのケアラーが「安心して

自分らしく、希望を持って暮らせる社会を目指して



京都市会では、令和6年11月に、「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」を制定しました。

この条例では、ケアラーを社会全体で支え、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会の実現を目指し、ケアラー支援を行うに当たっての理念や役割、基本的施策などを定めています。

京都市会では、近年のケアラーに対する支援の必要性の認識の高まりや、京都における条例制定を目指す団体の活動などによって取り組んできました。

条例の制定過程では、プロジェクトチームを中心として、当事者や関係者の皆様からご意見を伺いして検討を重ね、さらに市民意見募集(パブリックコメント)を実施し、議会全体で、皆様の思いを最大限反映した条例案を取りまとめました。そして、市会議員全員で条例案を共同提案し、全会一致で可決しました。

発行：令和6年11月／京都市会事務局調査課
京都市印刷物第064748号

京都市会

条例の制定・施行までの経過

日付	内 容
令和6年5月31日	京都市ケアラーリング条例（仮称）制定プロセスを開始。「ケアラー支援チーム」を設置。「ケアラー支援条例をつくろう!ネットワーク京都」（略称：京都ケアラーネット）から、条例制定に当たつての要望書が提出される。
6月30日～6月30日	第1回プロジェクトチーム会議を開催。 【応募者数】106名・団体【いただいたご意見】221件
7月12日	第2回プロジェクトチーム会議を開催。 ケアラー当事者の方にお越しいただき、直接ご意見をお聞かせいただくとともに、ケアラーリングに関する行政の取組について、市の関係部局からヒアリングを行う。
8月2日	第3回プロジェクトチーム会議を開催。 条例案の検討を行う。
9月4日	第4回プロジェクトチーム会議を開催。 市民意見募集に向けた条例案を取りまとめる。
9月6日～10月14日	条例案に対する市民意見募集（パブリックコメント）を実施。 【応募者数】148名・団体【いただいたご意見】392件
10月15日	第5回プロジェクトチーム会議を開催。 市民意見募集の意見を踏まえた条例案の検討を行う。
10月21日	第6回プロジェクトチーム会議を開催。 条例案を取りまとめる。
11月6日	令和6年9月市会の最終本会議に「条例案」を市議員で共同提案し、全会一致で可決する。
11月11日	「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」を施行。 11月11日、「介護の日」に合わせて施行したよ！

◆◆◆ 詳細は、京都市会のホームページをご覧ください。



基本理念

ケアラーに対する 支援の推進に関する条例の 主なポイント

全文は
こちらから
お読みください。
QRコード
で確認できます。

条例の特徴を
分かりやすく
解説するよ！

京都市会
マスコットキャラクター

前文では、京都市ではこれまでの
取組を踏まえ、京都市として、
全てのケアラーが自分らしく
生きることができる社会の実現を
目指すという決意を掲げています！

POINT 1 関係者の声を丁寧に聴いた 条例制定過程

条例の制定過程では、当事者や関係者の意見を
丁寧にお慮りしきました。パブリックコメントの
期間も十分に確保し、いただいた意見や当事
者・関係者それぞれの思いをしっかりと前文
本則に反映して条例を作成しました。

POINT 2 社会を支える「ケア」を定義

ケアラーが担っている「ケア」は、人生の中で誰も
が開かれ得るものであり、社会を支える必要不可欠
な命題としてとても大切なものです。この「ケア」
の重要性をしっかりと認識するために、条例では「ケア」
という言葉そのものを定義しています。

POINT 3 ヤングケアラーへの支援 若者ケアラーへの支援

若い世代のケアラーへの支援においては、成長・
発達の過程や、進学や就職の選択、キャリア形成
などの人生の重要な移行期にあることを考慮し、
適切な支援を行うこととしています。特にヤング
ケアラーについては、学校においてしっかりと把握
して適切な支援につなげることが大切です。

POINT 4 広報・啓発の役割

社会全体におけるケアラーに関する理解を向上させ
るとともに、潜在的なケアラーによる相談への積極的な対応
の役割を担っているということに開運する
ことで、支援につなげることを目指します。そのためには、
様々な年齢の人などにも分かりやすい広報・啓発
となるように配慮します。

POINT 5 実施体制の整備・協議の場の設置

ケアラー支援の推進に当たっては、計画を策定し、
ケアラー支援の多様性に対応した、支援に関する情報
交換や連携を通じて実施してまいります。
京都市が全市横断的に連携して実施してまいります。
また、ケアラーやその関係者から積極的に意見を
聴くための協議の場を設置して、計画の策定や施策
の検討を進めます。

POINT 6 財政上の措置

ケアラーに対する包括的な支援に関する施策
ケアラーの多様性に配慮した、支援に関する情報
提供と適切な支援につなげるための相談支援に
ついての体制の整備に関する施策

ケアラーがケアの方法等に関する理解を深める
ための支援に関する施策
ケアラー支援を担う人材育成に必要な研修の実施
情報提供に関する施策

- 全てのケアラーが自らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようになります。
- ケアを必要とする人の家族等のみに負担が集中したり、家族等が孤立したりすることのないよう、
社会全体で支えること。
- それぞれのケアラーが置かれている家庭環境や日常生活で使用する言語など、ケアラーの
多様性に配慮しつつ、個々のケアラーの意向を尊重し、ケアラーの実態を踏まえた適切な支援^{しょくせん}
すること。
- ヤングケアラー支援は、ヤングケアラー自身の意向を適切に把握して尊重して取り巻く
適切な教育の機会を確保し、心身の健やかな成長及び発達並びに自己が図られるようにすること。
- ヤングケアラーから若者ケアラーへの移行など、年齢、境遇、ケアの内容などケアラーを取り巻く
状況の変化に応じて、ケアラー支援が適切かつ切れ目なく行われるようにすること。

私たちの役割

市民等の役割



- ケアラーや
支援者だけでなく、
市民みんなで考え方、
行動することの大切
なんだけれどね！

京都市の責務

- 施業の総合的・計画的な実施
- 早期かつ適切な実態把握
- 関係者間での緊密な連携・調整
- 市民や事業者がそれぞれの役割を果たすための支援

学校等の役割

- 潜在的なヤングケアラーの把握と支援
- ヤングケアラーからの相談への積極的な対応
- ヤングケアラーであることに開運する
いじめ等による学生生活への支障に対する配慮

事業者の役割

- ケアラーである従業員への支援

関係機関の役割

- 業務を通じて関わるケアラーへの支援
- ケアラー支援の必要性の理解
- 京都市、他の関係機関、民間支援団体等との連携

これから京都市の基本的施策

- 一時的なケアの提供など、ケアラーの負担を軽減
するための支援に関する施策
- ケアラーの多様性に配慮した、支援に関する情報
提供と適切な支援につなげるための相談支援に
ついての体制の整備に関する施策
- ケアラー同士の交流の場の提供など、ケアラーが
互いに支え合う活動の促進に関する施策
- ケアラー支援を担う人材育成に必要な研修の実施
情報提供に関する施策

ケアラーを地域社会全体で支えるまちづくりの実現に向けた

庁内の推進体制の整備

■ケアラー支援推進プロジェクトチームの設置

- 保健福祉局を中心に、総合企画局、文化市民局、産業観光局、子ども若者はぐくみ局、区役所・支所、教育委員会の部長級で構成
- ケアラー支援のための計画策定や、早期把握や相談支援の仕組みづくり、日本語を母語としない世帯への情報提供等、負担軽減策を検討
- 庁内のケアラー支援の司令塔となる新たな組織の設置**
- ケアラーを含め、制度の狭間にある方や複雑多様化した課題を抱える世帯への重層的支援を担当する「福祉のまちづくり推進室」を保健福祉局に新設
- 関係部局の実務者を当該新設部署の兼職として、様々なケアラーに開ける庁内の総合窓口として、一元的な連携体制を確保
- 地域コミュニティHUBの取組と連携し、ケアラーの「居場所」となる地域づくりや参加支援を推進

■ケアラー支援協議会(仮称)の設置

- ケアラーの当事者団体や関係機関、支援機関等の参画のもと、市民レベルの活動としてケアラー支援を開催
- ケアラー支援のための計画策定に係る意見聴取、機運醸成に係る普及啓発等を行行政と連携して推進
- 多様な主体が相互に連携を図り、市民ぐるみでの条例の推進を図るために、条例制定に深くかかわった団体をはじめ、幅広い参画団体から構成



関係機関との連携体制の確保

資料 3

ケアラー支援のための計画の策定

- 条例第11条に定めるケアラー支援に関する施策を推進するための計画として、行政や関係機関による支援策を体系的に整理。PDCAサイクルの下で進歩管理し、必要に応じて都度改定
- 計画には、ケアラーを取り巻く状況のほか、①普及啓発・情報発信、②早期把握・相談支援体制、③負担軽減策、を柱として策定することを想定
- さらに、各分野別の計画についても、今後の改定時にケアラー支援計画との整合を図るとともに、ケアラーの実態調査を充実し、支援策に反映

条例制定を契機とした施策展開

■機運醸成に向けた周知啓発、情報発信

- ケアラー支援に係るチラシやホームページ作成
- シンポジウム等の開催
- 介護保険制度や相談支援機関の周知啓発
- 仕事と介護の両立をテーマとした地域企業向けの研修等

■ケアラーの負担軽減に係る個別支援の充実

- 日中活動や住まいの場となる障害者GH等の整備促進
- 認知症高齢者の見守りに資するアプリ導入
- 在宅での人工呼吸器を使用する難病患者用の災害時非常用電源の購入支援
- 在宅での人工呼吸器を希望者に向けたカウンセリング・適職診断やセミナー等を行うプラットフォームの構築

ケアラー支援に関する本市の主な取組①

資料4

1 ケアラー支援の理解促進、普及啓発に関する施策・取組

施策・取組	内容	所管課
民間企業と連携した情報発信	ケアラー（家族のシニアケアや介護に携わる方）に役立つ情報・商品・サービスへ容易にアクセスできるオンラインリテールの総合プラットフォーム事業「MY S C U E」との協働により、介護情報・相談等に関する体験型イベントを開催 保健福祉局介護ケア推進課	保健福祉局介護ケア推進課
ヤングケアラー実態調査	令和3年7～8月に、市立学校の中高校生やひとり親世帯の保護者、学校、支援者団体等への調査票・ヒアリングによる調査を実施 【主な調査結果】 ・ヤングケアラーという言葉の認知度：中学生32.1%、高校生27.3% ・家族の世話をしている中高生の割合：中学生5.4%、高校生3.5% ・平日1日あたり世話に費やす時間数：中学生2.6時間、高校生2.4時間	教育委員会生徒指導課 子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課 保健福祉局障害保健福祉推進室・健康長寿企画課・介護ケア推進課
ヤングケアラーに関する情報発信・普及啓発	ヤングケアラーの社会的認知度の向上や支援の必要性に気づいてもらうため、オリジナルポスターの作成やパネル展を開催 ヤングケアラーに対し学校が果たすべき役割を学ぶことを目的とした教職員研修の実施	子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課 教育委員会生徒指導課
誰もが働きやすい職場づくり等についての経済団体へ要請	京都市、京都労働局、京都府が共同で実施する経済団体への「京都経済の持続的発展に向けた賃上げや人材確保・定着の取組の推進」の要請行動において、ケアラーを含む多様な求職者の正規雇用採用など、質の高い安定雇用の拡大を要請	産業観光局産業企画室
Webサイト「京のまち企業訪問」による企業情報の発信	働き方改革の取組状況を自己診断できる仕組みを活用し、育児・介護との両立等に取り組む地域企業の情報を学生等の求職者へ向けて発信	産業観光局産業企画室

ケアラー支援に関する本市の主な取組①

1 ケアラー支援の理解促進、普及啓発に関する施策・取組

施策・取組	内容	所管課
柳原銀行記念資料館企画展及びシンポジウム	「ヤングケアラー問題を通して子どもの人権を考える」をテーマとしたパネル展示及びシンポジウムを開催	文化市民局共生社会推進室
「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」の周知	関係機関・関係団体へのリーフレットの配布等による条例の周知を実施	各所属

ケアラーラー支援に関する本市の主な取組②

2 ケアラーラー支援の相談体制、人材育成に関する施策・取組

施策・取組	内容	所管課
ケアマネジヤーへの研修 まえた適切なアセスメントの実施について周知	ケアマネジヤー等への研修において、ケアラーとなる家族の負担や意向を踏まえた適切なアセスメントの実施について周知	保健福祉局介護ケア推進課
認知症の家族向けの交流会	長寿すこやかセンターにおいて、介護の大変さを当事者家族同士で共有し、仲間づくりやピアサポートを行う「認知症の人の介護家族交流会」を開催	保健福祉局介護ケア推進課
依存症の家族向けの相談支援・交流会	こころの健康増進センターにおいて、アルコール・薬物依存症の家族を抱える方向けの相談支援を行うとともに、依存症の家族による自助グループの活動を支援	保健福祉局こころの健康増進センター
障害者相談員設置事業	障害のある人の家族等からの生活上の相談に応じ、同じ背景を持つ立場で、助言等を行う「障害者相談員」を設置	保健福祉局障害保健福祉推進室
精神障害者家族支援事業	精神障害のある人や、その家族から相談を受け付ける窓口等を設置し、当事者の視点で理解し、寄り添いながら助言、支援を実施	保健福祉局障害保健福祉推進室
ヤングケアラー等支援関係者研修会	福祉・医療・介護・教育等のヤングケアラー支援機関職員を対象に、支援対象者の早期把握や支援時の留意事項等を学ぶ研修会を開催し、動画でも配信	子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課

ケアラー支援に関する本市の主な取組②

2 ケアラー支援の相談体制・人材育成に関する施策・取組

ケアラー支援に関する本市の主な取組③

3 ケアラーの負担軽減に関する施策・取組

施策・取組	内容	所管課
各種サービス利用に関するガイドブックの作成	介護保険サービスや障害福祉サービスを網羅的に紹介するガイドブック「すこやか進行中」（高齢・介護）、「障害保健福祉のしおり」、「障害者総合支援法のしおり」（障害）を作成、配布し、ホームページにも掲載	保健福祉局介護ケア推進課 保健福祉局障害保健福祉推進室
介護基盤整備の前倒し実施	国方針による「介護離職ゼロ」の実現に向けて、「第9期長寿すこやかプラン」（R6～R8）において、527人分の介護入所施設の整備を前倒しで実施し、うち312人分を特別養護老人ホームとして整備	保健福祉局介護ケア推進課
障害者グループホームの整備促進	障害のある方の地域生活への移行の促進と、いわゆる「親亡き後」の生活拠点の確保に向けて、「ほほえみプラン」（R6～R11）において、600人分の障害者グループホームを整備	保健福祉局障害保健福祉推進室
家族介護用品・日常生活用具の給付	在宅で要介護高齢者（要介護4,5で市民税非課税世帯）や障害のある方の介護を行つ家族の経済的負担の軽減を図るために、おむつや尿ノット等の介護用品を給付	保健福祉局介護ケア推進課 保健福祉局障害保健福祉推進室
心身障害児者レスノバイトサークルモデル事業	障害のある方、児童を在宅介護する家族が、介護から解放されることで心身をリフレッシュすることができるよう、一時預かりサービス等を実施	保健福祉局障害保健福祉推進室
障害者地域生活支援拠点等のモデル整備	主たる介護者の緊急時を見据えた関係機関同士の連携強化など、障害特性に応じた体制を構築	保健福祉局障害保健福祉推進室

ケアラー支援に関する本市の主な取組③

3 ケアラーの負担軽減に関する施策・取組

施策・取組	内容	所管課
災害時における避難行動要配慮者への支援	一般避難所での避難生活が困難な高齢者や障害者及びその同居家族を受け入れる福祉避難所の事前指定及び環境整備を進めるとともに、一人ひとりの要配慮者の状況に応じた個別避難計画を策定	保健福祉局保健福祉総務課
重症難病患者一時入院事業	在宅療養中の重症難病患者が、介護家族の疾病や事故等の理由により在宅での療養が困難になった際、一時的な入院の受入調整を実施	保健福祉局障害保健福祉推進室
ヤングケアラー世帯訪問支援モデル事業	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行つていいとする子どもがいる世帯に対し、育児や家事等の援助を行う支援員を派遣	子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課
地域日本語教育に係る取組	外国籍市民が生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、(公財)京都市国際交流協会等との連携のもと、日本語教育ボランティアによる日本語クラスや、やさしい日本語講座を実施。また、さらなる日本語学習機会の充実に向けて、地域日本語教室の拡充などを実施	総合企画局国際都市共創推進室

ケアラー支援に関する本市の主な取組④

4 令和7年度の取組予定

施策・取組	内容	所管課
ケアラー支援に係る普及啓発・機運醸成の取組	ケアラーやケアラー支援に関して、様々な関係機関と連携し、広く市民の認知度が高まるよう周知啓発を行うとともに、条例に基づくケアラー支援計画を策定する。	保健福祉局福祉のまちづくり推進室
重度障害者等利用事業所支援事業	事業所が医療的ケアが必要な方を受け入れるために必要となる備品等の購入費及び看護職の採用等に要する経費を助成する。	保健福祉局障害保健福祉推進室
生活介護及び共同生活援助事業所用施設改造成費助成	医療的ケアが必要な方や、強度行動障害のある方の受け入れを目的として行う事業所の改造工事費を助成する。	保健福祉局障害保健福祉推進室
在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業	在宅で人工呼吸器を使用する方にとつて必要不可欠である電源を確保し、災害発生時等の非常時にも生命を守り生きを継続できるよう、発電・蓄電が可能な非常用電源装置の購入費用を助成する。	保健福祉局障害保健福祉推進室
I C T を活用した認知症高齢者等見守り支援事業	民間事業者が開発した I C T ツールを導入し、行政や関係機関に加えて、地域住民が見守りに協力できる仕組みを構築する。 ① 行方不明者の捜索機能を備えたスマートフォンアプリの導入 ② 衣類や持ち物等に貼付可能な緊急連絡用ステッカーを家族等に交付	保健福祉局介護ケア推進課
ヤングケアラーへの支援	子ども本人に対して、個別支援が必要なヤングケアラー把握のためのアンケート調査を実施し、訪問支援事業をはじめとした必要な施策へつなぐ。	子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課

ケアラー支援に関する本市の主な取組④

4 令和7年度の取組予定

施策・取組	内容	所管課
多様な担い手活躍プラットフォーム	ケアラーを含む求職者一人一人が抱える課題と求人企業のニーズを把握し、就労・マッチング支援を行うプラットフォームを設置することで、求職者の仕事と介護等との両立と地域企業の担い手確保を図る。	産業観光局産業企画室
中小企業等を支える従業員の人材育成や、ケアラーを含む多様な担い手が活躍できる就労環境整備等への支援と、専門家によるサポートを併せて実施することでの、企業の魅力向上と持続的な発展を図る。		産業観光局産業企画室
中小企業ひと・しごと環境魅力向上支援事業		
行政手続き等に係る言語面の支援体制の強化（通訳派遣制度の試行実施）	外国籍市民等が、京都での暮らしをより円滑に送るため、区役所、保育所、幼稚園など行政機関における手続き・相談、個人面談や福祉サービス利用時などの場面を想定し、京都市国際交流会館に常駐の通訳派遣コーディネーターを配置し、既存の電話による三者通話に加え、通訳者を派遣する体制を新たに構築する。	総合企画局国際都市共創推進室
京都市外国籍市民等意識・実態調査	本市在住の外国籍市民を対象に、生活実態、日本語の習得状況、日常生活や就労等での困りごと、地域との関わり、生活満足度等について調査するとともに、日本人にも、外国籍市民との関わりや受け入れ等についての意識調査を行い、次年度以降の多文化共生施策の実施検討に役立てる。	総合企画局国際都市共創推進室
困難を抱える女性への支援	女性のための相談センター「みんと」の運営を通じ、女性ケアラーを支援する（必要に応じた同行支援、カウンセリング・法律相談の提供等）。アウトリーチ支援、居場所の提供等により支援対象者の早期発見を行う事業を新たに実施する。	文化市民局共生社会推進室

ケアラー支援に関する本市の主な取組④

4 令和7年度の取組予定

施策・取組	内容	所管課
男女共同参画通信への掲載 ラー支援	毎年度2回発行する「男女共同参画通信」において、テーマとして「ケア ラー支援」を特集し、周知啓発を行う。	文化市民局共生社会推進室

京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例

高齢、身体上又は精神上の障害、疾病、使用する言語等により援助を必要とする家族等に対する介護、看護、日常生活上の世話などの「ケア」は、人生の中で誰もが携わり得るものであり、社会を支える不可欠な営みである。ケアは社会の存立の基礎的な条件として尊重されるべきものであり、ケアを担うケアラーもまた尊重されなければならない。

ここ京都では、日本初の聴覚及び視覚障害児の教育機関の設立や、精神障害の分野での地域的な看護の取組、認知症の人とその家族の会の設立など、先人たちによってケアとケアを担うケアラーに関わる先駆的な事業や活動が展開され、根付いてきた。また、それぞれの分野において活動してきた当事者や家族の会が「ケア」を合い言葉に手を取り合い、お互いの経験に学びつつ、ケアを大切にする市民文化の醸成を目指してきた。

京都市でも、これまで、それぞれの分野において、ケアを受ける人やケアラーなど支援を必要とする人が適切に支援を受けるための福祉基盤の整備を推進するとともに、複合的な課題を有する人への分野を横断した支援や、支援を必要とする人を社会的に孤立させないための伴走型支援を先駆的に実施し、推進してきた。また、京都の地域力を活かし、地域のボランティア等の市民との連携に基づく地域づくりに取り組んできた。

社会全体においても、この間、福祉介護政策が進展し、「介護の社会化」への取組や制度は充実してきた。

しかしながら、その一方で、昨今、家族の役割や在り方が大きく変容してきたにもかかわらず、依然としてケアは当然に家族が担うべきものという認識は根強く残っている。多くの場合において、家族への負担の偏りが大きくなってしまい、閉ざされた状況でケアを担っているケアラーが少なくないという実態がある。また、高齢、身体上又は精神上の障害、疾病、使用する言語、ひきこもり、不登校、依存症などのケアの要因及び範囲が拡大するとともに、ケアラーの属性も多様化し、それらに対する社会的認識も変化している。家族等のケアを日常的に担っている子どもであるヤングケアラー、進学や就職の選択、キャリア形成などに關わる人生の重要な移行期においてケアを担う若者ケアラー、仕事をしながらケアを担うワーキングケアラー、ケアと子育てを同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者や親などに対する老老介護や障害のある子に対する老障介護を担う高齢のケアラーなど、それぞれが深刻なケアの課題に直面している。

このような社会の状況の下、京都市は、ケアラーへの社会的理解の促進と包括的な支援の拡大を図り、ケアを受ける人やケアラーへの支援を社会全体で行っていくとともに、多種多様なケアラーの状況に寄り添った適切かつ切れ目のない支援を実現させていかなければならない。そして、全てのケアラーが、単にケアを担う人としてだけではなく、この社会に生きる一人の市民として尊重され、自分らしく人生を全うし、自己実現を図ることができる社会を実現しなければならない。

京都市は、今後、社会情勢の変化に応じて適切かつ効果的な施策を継続して実施していくため、ケアラーとその支援者の共同の輪を広げ、全てのケアラーが安心し、かつ、希望をもって自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、ケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」という。）に関し、その基本理念を定めて、本市、市民等、事業者、関係機関及び学校等の責務や役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ケア 介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助をいう。
- (2) ケアラー 高齢、身体上又は精神上の障害、疾病、使用する言語等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償でケアを提供する者をいう（ヤングケアラー（当該者と同様にケアを提供するおおむね18歳未満のもの）及び若者ケアラー（当該者と同様にケアを提供するおおむね18歳以上40歳未満のもの）を含む。以下同じ。）。
- (3) 市民等 市民、通勤者及び通学生並びに本市の区域内で活動する団体をいう。
- (4) 事業者 本市の区域内で事業を行う者をいう。
- (5) 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、当該業務を通じて日常的にケアラーに関わり、又は関わる可能性がある機関をいう。
- (6) 学校等 前号の関係機関のうち、ヤングケアラーと関わり、又は関わる可能性がある学校その他教育に関する業務を行う機関をいう。
- (7) 民間支援団体 ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 ケアラー支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようすること。
- (2) 本市、市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図り、ケアを必要とする人の家族等のみに負担が集中し、及び当該家族等が孤立することのないよう、社会全体で支えること。
- (3) ケアラーの置かれている家庭環境、日常生活で使用する言語等、ケアラーの多様性に配慮すること。
- (4) ケアラーに対するあらゆる支援について、個々のケアラーの意向を尊重し、ケアラーの実態を踏まえた適切なものとすること。
- (5) ヤングケアラーに対する支援について、ヤングケアラー自身の意向を適切に把握し、及び尊重したうえで、適切な教育の機会が確保され、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びに自立が図られるようにすること。
- (6) ヤングケアラーから若者ケアラーへの移行など、ケアラーの年齢、境遇、ケアの内容等ケアラーを取り巻く状況の変化に応じて、支援が適切かつ切れ目なく行われるようにすること。

(本市の責務)

- 第4条 本市は、基本理念にのっとり、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、及び実施するものとする。
- 2 本市は、支援を必要としているケアラーについて早期かつ適切に実態を把握するよう努めるものとする。
- 3 本市は、ケアラー支援に関する施策の実施に当たっては、ケアラー及びその関係者の意見を踏まえ、国及び京都府並びに市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等と緊密に連携するとともに、必要に応じて関係者間の調整に努めるものとする。
- 4 本市は、市民等、事業者及び関係機関が、次条から第8条までの規定による役割を果たすため、これらの者に対し、必要な情報及び資料の提供その他の支援を行わなければならない。

(市民等の役割)

- 第5条 市民等は、基本理念にのっとり、ケアを必要とする人の家族等のみに負担が集中し、及び当該家族等が孤立することのないよう、ケアラーが置かれている状況及びケアラーを社会全体で支えることの必要性についての理解を深めるとともに、ケアラー支援に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深めるとともに、その事業を行うに当たっては、ケアラー支援に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、当該従業員がケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、業務に従事させるに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 3 事業者は、本市、関係機関及び民間支援団体等と積極的に連携するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

- 第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、その業務を行うに当たっては、ケアラー支援に関する本市の施策に積極的に協力するよう努めるものとする。
- 2 関係機関は、日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識するとともに、業務を通じて関わりのある者及びその家族等がケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、情報の提供、適切な支援等を行うことができる他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 3 関係機関は、本市、他の関係機関及び民間支援団体等と積極的に連携するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

- 第8条 学校等は、園児、児童又は生徒のうち潜在的なヤングケアラーの把握に努めるとともに、園児、児童又は生徒がヤングケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、修学に当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 2 学校等は、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に積極的に応じるよう努めるものとする。
- 3 学校等は、ヤングケアラーであると認められる園児、児童又は生徒について、そのプライバシーに配慮するとともに、当該園児、児童又は生徒がケアラーであることに関連するいじめ等により学校生活に支障をきたすことがないよう配慮するよう努めるものとする。
- 4 学校等は、本市、他の関係機関及び民間支援団体等と積極的に連携するよう努めるものとする。

(ケアラー支援に関する基本的施策)

- 第9条 本市は、全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようになるため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) ケアラーに対する包括的な支援に関する施策
- (2) ケアラーの多様性に配慮した支援に関する情報提供及び適切な支援につなげるための相談支援に係る包括的な体制の整備に関する施策
- (3) ケアラーがケアの方法等に関する理解を深めるために必要な支援に関する施策
- (4) ケアラーが就労、就学、休息、休養その他の事由によりケアができなくなった場合に、一時的にケアを提供する取組その他のケアラーの負担を軽減するために必要な支援に関する施策
- (5) 学校生活又は社会生活を円滑に営むうえでの困難を有するケアラーに対する修学又は就業に係る支援（当該困難を有していたために学校生活又は社会生活の機会の一部又は全部を失ったケアラーに対するものを含む。）に関する施策
- (6) ケアラー同士の交流の場の提供その他のケアラーが互いに支え合う活動の促進に関する施策
- (7) ケアラー支援を担う人材を育成するために必要な研修の実施及び情報の提供に関する施策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、ケアラー支援のために必要な事項に関する施策

(広報及び啓発)

- 第10条 本市は、社会におけるケアラーの存在を広く市民等に認知させることで、潜在的なケアラーにおいて自身がケアラーの役割を担っているということの気付きを促し、当該ケアラーの支援につなげるよう努めることとする。
- 2 本市は、社会全体としてケアラーが置かれている状況についての理解及びケアラー支援に関する知識が深まることでケアラー支援が推進されるよう、年齢、言語等にかかわらず、広く情報の受け手である市民に分かりやすい広報及び啓発に努めなければならない。
- 3 本市は、前2項の規定によるケアラーに関する認知及び理解の促進に当たっては、国、京都府その他の関係機関等と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(施策の実施体制の整備)

第11条 本市は、ケアラー支援に関する施策を推進するための計画を策定し、その実施のために必要な体制を整備するものとする。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) ケアラーの支援に関する基本方針
- (2) ケアラーの支援に関する具体的な施策
- (3) その他ケアラー支援に関する施策を実施するために必要な事項

3 本市は、この条例に基づく施策の推進に当たっては、局区等が横断的に連携するとともに、適宜その実施状況について検討し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じるものとする。

(施策についての協議の場)

第12条 本市は、前条第1項の計画の策定及びケアラー支援に関する施策について、当該計画及び当該施策が適切かつ効果的なものとなるよう、ケアラー及びその関係者に積極的に意見を聴き、施策の実施状況等を共有するための協議の場を設けるものとする。

2 前項の協議の場の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(財政上の措置)

第13条 本市は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

令和6年11月6日

令和6年9月市会（11月6日本会議） 「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」提案説明

- 今議会におきまして、京都市会議員全員により共同提案しております、「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」につきまして、全会派参画の下に設置された、「京都市ケアラー支援条例（仮称）制定プロジェクトチーム会議」の座長を務めさせていただきました 私 から、全議員を代表し、提案説明を申し述べさせていただきます。
- まず、提案の経過でございます。

近年、全国的に、ケアラー支援の必要性に対する社会的認識が高まっております。ここ、京都市におきましても、関係団体等の皆様が、ケアラー支援のための条例制定を目指し活発に活動されるなど、市民的な議論の高まりがありました。

京都市会では、こうした機運の高まりも踏まえ、議会での度々の議論を経た後、プロジェクトチームでの取組を通じて、議会全体で案を取りまとめ、本日、全議員による共同提案により議案を上程するに至ったものでございます。
- この条例は、実に多くの方からいただいた御意見を、きめ細かく検討し、できるかぎり内容に反映させることにより作成した、まさに、市民の皆様とともに作り上げた条例でございます。

条例の制定過程において、プロジェクトチームを5月に設置した後、直ちに、京都ケアラーネットの皆様から、直接、要望書をいただくとともに、御意見をお伺いしました。続く6月には、約1箇月間、当事者及び関係者の皆様から御意見を募集し、200件を超える御意見をお寄せいただきました。加えて、7月には当事者からも直接、御意見をお聞きし、また、市の関係部局へのヒアリングも行い、条例素案を作成いたしました。

この条例素案により、9月から39日間にわたるパブリックコメントを行った結果、約400件もの御意見をいただいたところであります、その御意見の反映のため、更なる修正を行い作成したものが、この条例案であり、皆様の想いや願いを最大限に反映したものとなっております。
- 次に、条例の制定の趣旨でございます。

この条例は、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会の実現を目的としており、このため必要となる、支援に係る基本理念、本市の責務、市民等・事業者・関係機関及び学校等の役割、支援に係る基本的施策、広報及び啓発、施策の実施体制の整備、協議の場、財政上の措置等を定めております。
- 以下、条例の主な特徴を申し述べます。

この条例では、まず、前文を設け、ケアの意義とケアラーの尊重について明記しています。また、京都におけるケアの歴史等に触れるとともに、課題認識、実現すべき社会、条例の目指すところなどをしっかりと示し、京都ならではの条例となるものとしています。

次に、基本理念において、家族等への負担の集中や孤立が生じないよう、社会全体で支えることや、言語の違いによって生じるケアなども例示したうえで、そうした多様なケアラーに配慮する必要性を明らかにしていること드립니다。

次に、いわゆる子ども、若者については、この条例において、「ヤングケアラー」、「若者ケアラー」との用語を規定し、移行期における切れ目ない支援の必要性等を明記するとともに、特にヤングケアラーについて、関わりの深い学校等の役割を具体的に定めております。

また、広報及び啓発に当たっては、ケアを担っている方が、自身がケアラーの役割を担っているということに対する気づきを促し、その支援につなげるように努めることなどを定めています。

そのうえで、ケアラー支援の推進に当たっては、具体的な計画を策定し、実施に必要な体制を整備し、局区等が横断的に連携して取り組むことを定めるとともに、ケアラー及びその関係者との協議の場を設け、その意見がしっかりと計画や施策に反映されるようにしていることを行っています。そして、これらが着実に推進されるよう、必要な財政上の措置を講じることを定めております。

このように、本条例は、いわゆる理念条例の枠にとどまらず、理念を示すことに加え、具体的な施策を進めるための制度的枠組みについても、しっかりと定めたものとなっております。

○ 最後に、今後の取組について申し述べます。

条例の制定によって、現在の課題がたちどころに解決されるわけではなく、条例の制定は、あくまで、課題解決のためのスタートであります。

市長におかれましては、この間、議会に寄せられた多くの御意見を踏まえ、市民の皆様と市会議員全員がともに作り上げたこの条例の意義を、しっかりと受け止めていただきたいと願っております。

条例の施行後は、協議の場等を活かして、当事者や関係者の皆様の御意見をしっかりとお聞きいただき、市長の下、^{もと}関係局が一丸となって、計画の策定及び体制の整備を行い、ケアラー支援に係る施策の実施に当たっていただくことを強く望むものであります。

市会といたしましても、ケアラーの支援のための取組が真に実効性のあるものとなるよう、市長の取組を注視し、引き続き市民の皆様の声をお届けし、しっかりと議会で議論するなど、この条例の目的である、「全てのケアラーが健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会」に向か、取り組んでいく決意であります。

○ 以上を持ちまして、市会議員全員を代表しての提案説明といたします。

御清聴ありがとうございました。